

# 東広島市スクールバス運行マニュアル

東広島市教育委員会

令和5年3月17日策定

## 〔目的〕

本マニュアルは、東広島市が運行を委託するスクールバス・スクールタクシーの安全・安心な運行を図ることを目的とし、運行に必要な準備等や、運行中のトラブル発生時の対応を定めるものとする。

また、令和5年4月1日施行の学校保健安全法施行規則の一部改正に対応し、義務付けされた児童生徒等の乗降車の際の点呼等による所在確認の方法を定めるものである。

## 〔関係法令〕

スクールバス運行管理の実施方法は、以下の法令の定めるところによる。

- ・道路運送法（昭和26年法律第183号）
- ・道路運送車両法（昭和26年法律第85号）
- ・旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）
- ・道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ・学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）

# 1 点呼・点検

## （1）運行前点呼・点検の実施

旅客自動車運送事業者は、道路運送車両法第47条の2に基づき、日常点検整備を行う。また、運転者がその日初めて乗務しようとする時は、旅客自動車運送事業運輸規則第24条に基づき、点呼等を行う。

- ① 出発の10分前までに行うこと。
- ② 日常点検整備、乗務記録（運行日誌）の状況を確認すること。
- ③ 運転者本人の健康状態等を確認し、サービスの適否を決定すること。もし、健康状態が運転に不適切と認められた場合は、他の運転者に代えるなど、適切な措置を講じること。
- ④ 運行する道路状況や天候を考慮して、安全な運行に必要な指示及び注意を行うこと。
- ⑤ 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償保険証、運行表、その他業務に必要な携行品等の有無を確認すること。
- ⑥ その他、運行中のトラブルが生じた場合などの対応を確認しておくこと。

## （2）運行後点呼・点検の実施

- ① 運行後、車両点検を実施すること。
- ② 運行のために必要な清掃及び消毒等を行うこと。
- ③ 車両、道路及び運行の状況について乗務記録（運行日誌）に記載すること。
- ④ 運行前点検時の携行品を確認し、これを点検すること。
- ⑤ 次回の運行等の確認をしておくこと。

# 2 運行

## （1）運転者の注意点

- ① 運転者の心得
  - ア 始発時間に遅れが生じると判断される場合は、学校に連絡すること。
  - イ 運転中は法定速度、交通マナー・ルールを遵守し、シートベルトを着用すること。

- ウ 運転中の携帯電話使用、わき見運転、違法駐車、飲酒・酒気帯び運転、だろろ運転を禁止する。
- エ 急ブレーキ・急発進や無理な追い越し等に注意し、法定速度を遵守して車間距離を保ち、危険予知や事故予測などにより常に安全な運行に努めること。

#### ②乗車時

- ア 乗車場所に停車する際は、周囲の安全を十分に確認し、完全に車両が停車してから扉を開け、乗車させること。また、児童生徒が着席したことを確認してから出発すること。
- イ 班長から乗車人数の報告を受け、乗車人数を確認すること。
- ウ 児童生徒のシートベルト装着を促すこと。
- エ 車内の児童生徒の動向に十分注意し、安全を確保すること。
- オ 停留場所に到着し、発車時刻になっても児童生徒が来ない場合は、遅滞なくバスを出発させること。
- カ 車両の発車の際には、児童生徒の安全を確認し、ミラー等、目視で車両の周りの安全状況を確認した上で発車すること。特に、学校出発時は、発車することで児童生徒に危険が及ぶことがないか、十分に確認すること。

#### ③降車時

- ア 児童生徒と降車場所の安全確認をした上で扉を開けること。
- イ 班長から降車人数の報告を受け、降車人数を確認すること。
- ウ 車両の発車の際には、児童生徒の安全を確認し、ミラー等、目視で車両の周りの安全状況を確認した上で発車すること。
- エ 登下校便のいずれも、最終降車地においては車内を必ず確認すること。(※忘れ物・乗り過ごした児童生徒の確認。)
- オ 下校便において児童生徒の乗り過ごしがあった場合は、速やかに運行管理者（または委託業務実施責任者。以下、「運行管理者等」という。）を通じて学校へ連絡し、対応を確認すること。(※原則、乗り過ごした児童生徒は学校へ送ることとし、たとえ指定の降車場所であっても自らの判断で降車をさせない。)

#### ④その他

- ア 児童生徒及び保護者へは親切かつ平等に対応し、挨拶を行うこと。
- イ 児童生徒へいかなる体罰も加えないこと。
- ウ 児童生徒またはその保護者の個人情報その他職務上知り得た情報は他に漏らさないこととし、異動や退職後についても同様の対応を行うこと。
- エ 乗降等に関して、登下校便のいずれも別に定める「乗降確認表」(別紙1、別紙2)により乗降する児童生徒数を必ず確認すること。(人数の報告を受け、運転手自らも目視により可能な限り確認すること。)
- オ 乗降の確認の方法として、運行を完了した帰庫後の点呼において、運行管理者等や別の従業員等により複数の眼で再度確認することや、後部座席の写真を運行管理者等または学校に送信することで確認済みであることを知らせるなど、独自の安全確保への取組について検討してみること。

## (2) 児童生徒の注意点

### ①乗車前（登校便）

- ア 児童生徒はバス到着予定時刻5分前までに指定場所で待つようにする。

- イ 予定時刻になっても指定場所に児童生徒がいない場合は、バスは出発または通過する。
- ウ 指定された場所以外（特に私有地）に入らないこと。
- エ 班長は運転手に報告するための人数を把握する。

#### ②乗車時

- ア 運転手の指示に従うこと。
- イ 班長は運転手に乗車人数を報告する。

#### ③走行時

- ア 車内ではシートベルトを着用し、危険な行為（窓から顔や手を出す等）や席を立つなどはしないこと。
- イ 車内の物を大切にし、車内は常にきれいにしよう心がけること。

#### ④降車時

- ア 降車後はバスの前や後ろを通らないこと。横断する場合は、バスがいなくなってから移動すること。
- イ 班長は運転手に降車人数を報告すること。

#### ⑤点呼等による所在確認について

- ア 学校はあらかじめ別に定める「乗降確認表」（別紙1、別紙2）をルート別に作成し、事前に運行事業者へ1か月分または数か月分をまとめて渡しておくこと。
- イ 学校は、停車場所別に班長を指定し、登校便の乗車時、及び下校便の降車時に班長が運転手に「バス停名ー〇人です」という人数報告を行うよう指導する。なお、決められた班長が乗車していない場合は、別の代表者が報告すること。
- ウ 登校便の終着点（学校など）と、下校便の出発点（学校など）における点呼等による所在確認の方法については、班長の報告を基本とするが、学校独自の方法によりまとめて報告するなど、運転者の負担とならないように工夫して報告すること。

#### ⑥座席

- ア 学校は児童生徒の座る座席を決める場合、下校便で先に降車する児童生徒を車両の前方にし、後に降車する児童生徒を車両の後方の座席になるように配置することで、より早く居眠りしている児童生徒や忘れ物等へ気づくことができることを考慮して配置すること。

### 3 緊急時の対応

- ・災害等が発生した場合は、慌てず、落ち着いた行動をとること。
- ・運転者は乗車している児童生徒の安全確保を最優先すること。

#### (1) 緊急時に備えた連絡体制について

- ア 緊急時に備え、学校と各バス運行事業者（及び運転手）との緊急連絡網を整備し、スクールバス運行時間中の不測の事態に備えておくこと。
- イ 緊急時は「災害等発生時のフロー図」のとおり、連絡調整を行い、適宜対応すること。生命・身体等の安全に関わるなどに事態においては、消防や警察への連絡を第一とすること。

#### (2) 交通事故

- ア スクールバスを安全な場所に移動すること。

- イ 運転者は負傷者の救護を第一優先とし、警察及び消防へ通報すること。
- ウ 運転者は運行管理者等及び学校へ連絡し、運行管理者等は学校及び教育委員会へ遅滞なく連絡すること。  
また、児童生徒にケガ等があった場合、学校は情報収集するとともに保護者へ速やかに連携すること。
- エ 登下校中の事故のときは、運行管理者等は代車の手配等、必要とされる対応を行うこと。
- オ 児童生徒の乗車の有無に関わらず、運行中に発生した事故については教育委員会へ報告すること。
- カ 運行事業者は教育委員会よりドライブレコーダーやその他必要書類の提出を求められることがあるが、対応できるように準備しておくこと。

### **(3) 車両故障**

- ア 車両故障が生じた場合、速やかに安全な場所へ車両を停車し、運行管理者等を通じて学校へ連絡し、運行管理者等は代車の手配等、必要とされる対応を行うこと。
- イ 運転手は児童生徒に状況を説明し、運転手の指示に従うように伝えること。
- ウ 車両火災の恐れ等があり、車外への避難を必要とする場合は、児童生徒の脱出を最優先すること。乗降口からの脱出を優先するが、不可能な場合は、後方等の窓からの脱出を指示すること。その際、ガラスを割る措置をした場合はその破片に十分注意し、後方防護等の安全確認を行うこと。児童生徒の協力を求めて脱出を開始すること。
- エ 火災が起きている場合は燃焼部位に近い児童生徒、起きていない場合は脱出口から近い児童生徒から脱出させること。火災時の避難は、ハンカチなどで口をおおい、煙を吸わないように避難させること。
- オ 運転手は、車外への脱出後は車内に残った人員がいないか再確認をし、児童生徒を安全な場所へ誘導すること。
- カ 火災の場合、警察、消防へ通報後、運行管理者等及び学校並びに教育委員会へ連絡すること。

### **(4) 悪天候（大雨・大雪・路面凍結等）**

- ア 登校前は、学校からの連絡に応じた対応をとること。
- イ 登下校中に悪天候により走行不能となった場合、運転者は車両を安全な場所に停車させ、児童生徒へ状況を知らせた後、運行管理者等へ状況を報告する。
- ウ 運行管理者等は学校へ連絡を取り対応すること。

### **(5) 体調不良**

- ア 運転者は児童生徒の体調急変により、運行を継続すべきでないと判断したときは、速やかに付近の安全な場所へ車両を停車させ、児童生徒の状況を確認し、必要に応じて救急要請を行うこと。また、状況を運行管理者等へ報告すること。
- イ 運行管理者等は学校へその旨を報告すること。
- ウ 運行を再開する場合は、車内の安全が確認されてから走行すること。

### **(6) その他災害等**

- ア 気象、その他の要因により通常運行しているルートが通行止めになった場合は、迂回路を走行し対応する。その場合、必ず事前に運行管理者等を通じて学校へ連絡し、対応を確認したうえで行うこと。
- イ 自然災害（大地震等）などにより、運行中に交通麻痺に至った又はその恐れがある場合は、バ

スを安全な場所に停車させ待機し、連絡等を行うこと。ただし、車内に待機していることが二次的被害に発展する恐れがある場合には、安全性を確保できる場所へ一時的に降車するという選択肢も考えて対応すること。

#### 4 その他

- (1) 車内清掃は、常に清潔に保つよう、衛生面に十分配慮し毎日終業時に清掃すること。
- (2) 運行記録は、記入漏れのないよう欠かさず記入すること。また、毎日の走行での路線及び車内の児童生徒の状況に異変が生じた場合などは、速やかに報告すること。
- (3) 本マニュアルに定めのない場合であっても、児童生徒の生命・身体等の安全確保は常に最優先に対応すること。
- (4) 本マニュアルに定めのない不測の事態が発生した場合においては、必ず学校と運行事業者（及び各運転手）の間で、相互連絡・確認を行い、対応すること。  
また、学校は各校で別途定めている危機管理マニュアルを参考にして対応にあたりるとともに、保護者へ必要な情報伝達を行うこと。
- (5) 運行事業者のマニュアルが本マニュアルの内容を網羅し、安全性等が上回る場合にはその運用を妨げるものではない。
- (6) 「乗降確認表」（別紙1、別紙2）については、毎日の運行後に運行管理者等の確認を受けた後、運行事業者において事業完了後1年間は適切に保存し、提出を求められた際には提出できるようにしておくこと。
- (7) 点呼等の方法により児童生徒等の所在を確認することについては、スクールバスの運行に限らず、学校において校外活動等の際の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象となることに留意し、本マニュアルを参考にして活用等を図ること。
- (8) 危機回避の方法として、スクールバスへの置き去りへ対応する訓練等を実施するなどして有事の際の対応について少なくとも年に1回程度は実施できるよう努めること。その際、具体的にクラクションを鳴らす方法や、ドアの開閉や窓の開閉が可能な場合は実際に練習してみるなど、学校と運行事業者が連携した訓練となることが望ましい。また、スクールバスを運行している学校以外の学校においても、校外活動等に備えて机上訓練等の実施を検討すること。

##### 事故発生時の連絡先

東広島市教育委員会 学校教育部 学事課 082(420)0975

各小中学校 次の表のとおり

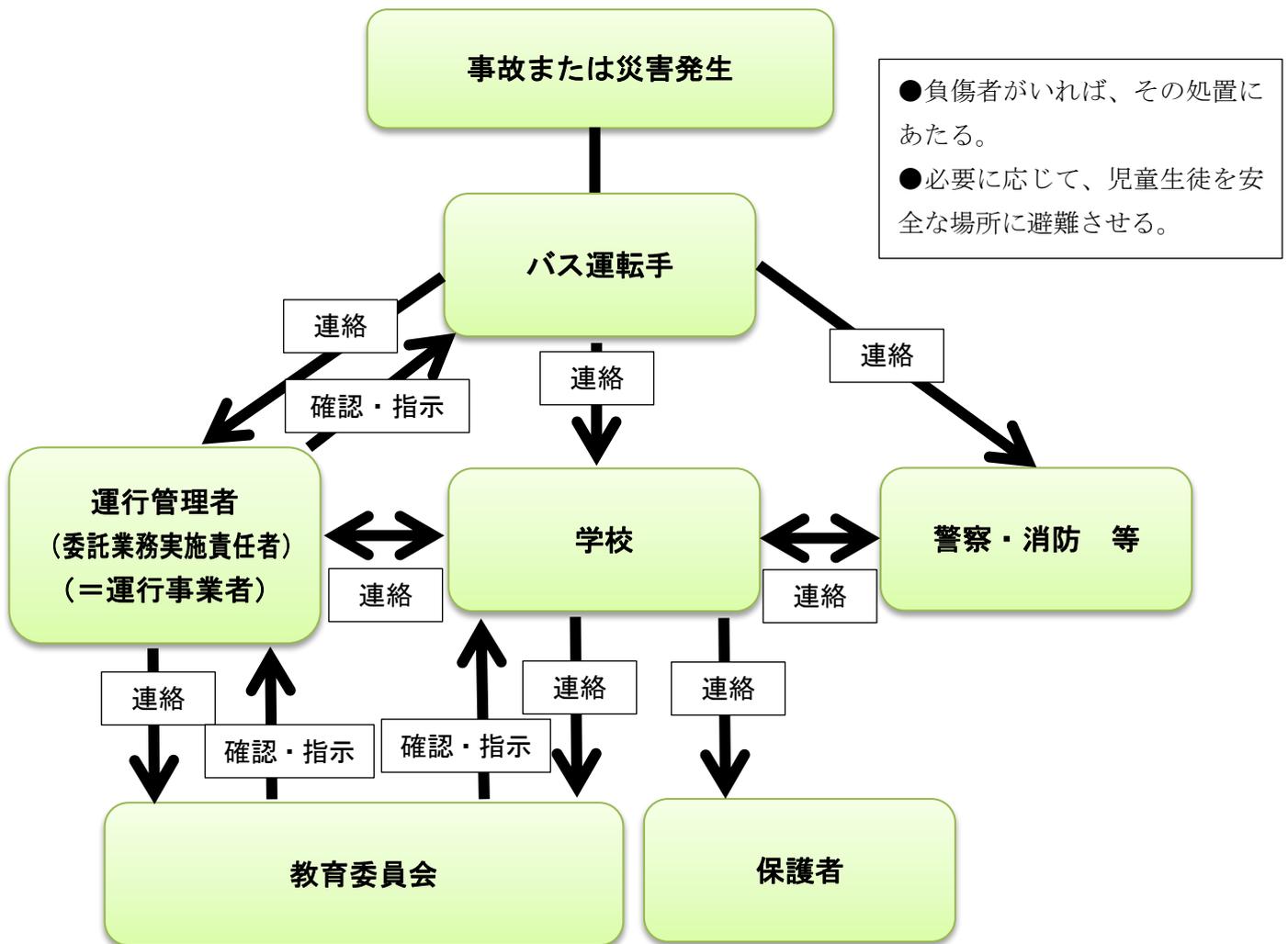
救急要請（東広島市消防局） 119

東広島警察署 110

スクールバス運行校

学 校 名	電話番号
東広島市立板城小学校	0 8 2 ( 4 2 5 ) 0 0 0 1
東広島市立志和小学校	0 8 2 ( 4 3 3 ) 2 0 1 9
東広島市立中黒瀬小学校	0 8 2 3 ( 8 2 ) 2 0 2 4
東広島市立福富小学校	0 8 2 ( 4 3 5 ) 2 3 4 1
東広島市立豊栄小学校	0 8 2 ( 4 3 2 ) 2 1 3 4
東広島市立河内小学校	0 8 2 ( 4 3 7 ) 1 1 2 8
東広島市立入野小学校	0 8 2 ( 4 3 7 ) 1 0 3 1
東広島市立風早小学校	0 8 4 6 ( 4 5 ) 0 0 5 2
東広島市立高屋中学校	0 8 2 ( 4 3 4 ) 0 0 1 1

## 災害等発生時のフロー図



- 負傷者がいれば、その処置にあたる。
- 必要に応じて、児童生徒を安全な場所に避難させる。

### 【運転手の第一連絡先】

- ① 児童生徒の生命・身体の安全に関わる場合などの緊急時 ⇒ 消防・警察
- ② それ以外の緊急時 ⇒ 運行管理者等 (運行業者)

### 【運行管理者等】

- ① 連絡を受けた内容を速やかに学校及び教育委員会へ連絡
- ② 対応を実施

	停留場所	基本 人数	年 月 日 ( )		年 月 日 ( )		年 月 日 ( )		年 月 日 ( )		年 月 日 ( )	
			乗車人数	降車人数								
1			人		人		人		人		人	
2			人		人		人		人		人	
3			人		人		人		人		人	
4			人		人		人		人		人	
5			人		人		人		人		人	
6			人		人		人		人		人	
7			人		人		人		人		人	
8			人		人		人		人		人	
9			人		人		人		人		人	
合計			合計	合計								
運行後の忘れ物、置き去りの確認			未・済		未・済		未・済		未・済		未・済	
運行管理者等による確認者のサイン												
確認した時間												

	停留場所	基本 人数	年 月 日 ( )		年 月 日 ( )		年 月 日 ( )		年 月 日 ( )		年 月 日 ( )	
			乗車人数	降車人数								
1				人		人		人		人		人
2				人		人		人		人		人
3				人		人		人		人		人
4				人		人		人		人		人
5				人		人		人		人		人
6				人		人		人		人		人
7				人		人		人		人		人
8				人		人		人		人		人
9				人		人		人		人		人
合計			合計	合計								
運行後の忘れ物、置き去りの確認			未・済		未・済		未・済		未・済		未・済	
運行管理者等による確認者のサイン												
確認した時間												

乗降確認表(登校用)

東広島小学校学事線

1号車		基本 人数	令和5年9月11日(月)		令和5年9月12日(火)		令和5年9月13日(水)		令和5年9月14日(木)		令和5年9月15日(金)			
			乗車人数	降車人数	乗車人数	降車人数	乗車人数	降車人数	乗車人数	降車人数	乗車人数	降車人数		
1	広島大学前	4	4人	✓	3人	✓	人		人		人			
2	鏡山公園前	3	3人	✓	3人	✓	人		人		人			
3	中央図書館前	4	4人	✓	4人	✓	人		人		人			
4	警察署前	4	4人	✓	3人	✓	人		人		人			
5	市役所前	4	4人	✓	4人	✓	人		人		人			
6			人		人		運行事業者が記入				人			
			人		人						人		人	
8			人		人						人		人	
9			人		人						人		人	
合計		19	合計 19人	合計 19人	合計 17人	合計 17人	合計 人	合計 人	合計 人	合計 人	合計 人	合計 人		
運行後の忘れ物、置き去りの確認			未・済		未・済		未・済		未・済		未・済			
運行管理者等による確認者のサイン			山田 隆		三島 譲									
確認した時間			8:20		8:13									

学校が記入